

## 大里広域市町村圏組合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険事業計画の策定を円滑に推進するため、大里広域市町村圏組合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、組合管理者の諮問に応じ、介護保険事業計画の策定について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から管理者が委嘱する。

- (1) 組合議会議員
- (2) 学識又は介護保険事業の経験を有する者
- (3) 住民の代表

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、計画の答申の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。